

2012年度海外研修F3コース報告(第7回)

——アジアの知的財産事情の研修——

2012年度海外研修団(F3)*



抄録 海外研修F3コースは、1999年にスタートして今回で7回目を迎えることとなった。本コースは、アジアの中でも日本との経済関係の深い中国、韓国及び台湾を対象として、訪問先・訪問内容を自主的に決める自主企画訪問型研修である。アジアにおける知的財産活用の必要性が高まる中、現地に赴いてそれぞれの国・地域の情勢、文化、知的財産情報に直接触れることで、現地見聞による見識を深め、刻一刻と変化する最新情報等を収集することで、アジアにおける知的財産実務の円滑化を図ることを目的としている。昨今の緊迫するアジア情勢の中、今回の現地研修では前回よりも長い12日間かけてそれぞれの国・地域を訪問した。また新たな訪問先が企画されるなど、研修生の自主性、熱意が十分に反映され、並びに政府機関、大学、企業および現地事務所をはじめとする多くの関係者の多大なご協力によって本コースを成功裏に終えることができた。

目次

1. はじめに
2. 研修成果の報告
 - 2.1 中国
 - 2.2 韓国
 - 2.3 台湾
3. おわりに

1. はじめに

本コースは、アジアの知的財産事案に役立つ研修を会員各社に提供する目的で開催された、研修生による自主企画訪問型研修である。

* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F3 (12)

事前研修・現地研修・事後研修の3ステップからなり、事前研修の期間を長くし、より研修効果を上げるべく構成されている。

アジアの中でも、中国（北京）、韓国（ソウル、大田）、台湾（台北）を12日間の行程で訪問し、それぞれの国・地域の文化、情勢、知的財産の状況に触れ合うことにより、知的財産の実務力向上、円滑化を目的としている。

研修団は、団長、研修生、事務局の総勢23名で構成され、研修生は中国A（5名）、中国B（6名）、韓国（5名）、台湾（5名）の4グループに分かれている。研修は、研修生が自ら学習するとともに、学習により出た疑問点をもとに、各国・地域の訪問先、質問事項を決め、現地研修により見識を深め、さらに、現地で得た情報にもとづいて、理解を一層高めることを目標に取り組んだものである。

以下に、今回の研修を通じて、研修生が得た研修成果を報告する。

2. 研修成果の報告

2.1 中国

中国では、政府機関、教育機関、民間企業から訪問先の選定を行った。中国の特許出願数は、2011年に米国を抜いたこと、対中国貿易は、増加の一途にあることから、産官学を万遍なく検討した。

また、従来の訪問先に加え、中国技術交易所などの中国特有の機関の検討も行ったことは今回の特徴である。

(1) 国家知識産権局 (SIPO)

専利局方式審査官、専利局実体審査官、専利復審委員会審判官の3名の審査実務をされている方と質疑応答を行い直接貴重なご意見や実務内容をお伺いすることができた。

1) 専利復審委員会における無効宣告請求

実用新案権の無効宣告請求に対する統計データは、過去10年平均では、権利全部維持が38%、一部無効が16%、全部無効が46%である。

無効宣告請求の審決に対する審決取消訴訟において審決が取り消された場合、その後同様の無効宣告請求の審判においては審決取消訴訟での判決に影響される。

今回は実質無審査で登録される実用新案権の無効宣告請求における進歩性判断について、以下の具体的な判断基準を知ることができた。公知文献による進歩性判断は、基本として同一技術カテゴリ（同じIPCサブ分類）の公知文献に限られ、更に公知文献は2件の組み合わせに制限される。従属請求項において、更に公知文献が他に必要であった場合は、進歩性があると判断され無効にならない。しかし、周知技術の付加に対応する公知文献は上記2件の制限に含まれない。また、単純な技術要素を組み合わせたに過ぎない請求項の場合も、上記2件の制限に含まれない運用をしている。

2) 専利局と専利復審委員会の審査（審理）の違い

特許性の判断において、専利局と専利復審委員会との判断基準に齟齬が生じないように審査官と審判官との間で交流会を開いている。特に専利局での進歩性の判断に対し、異なった判断を専利復審委員会で行う場合は、評価委員会にて慎重に評価を行ってから判断する。

3) 審査協力センター

審査協力センターは、公知文献調査、方式審査や実体審査を担っている。審査協力センターは北京市以外に広州市などの地方にも設立されており、どのセンターで審査されるかはランダムで選出される。

4) その他

審査途中の包袋書類は、従前は閲覧できなかったが、2012年4月中旬から電子包袋閲覧システムがネット上で一般公開されている。2011年

2月以降に新たに出願された専利が対象であるため、収録情報は未だ少ないが、今後審査が進むにつれ順次収録される。

(2) 清華大学科研院

清華大学は、企業との共同研究・共同開発や、企業からの委託研究を多数行っている。

1) 知的財産管理体制

副学長、科研院(TLO)院長を中心に構成された知財リーダーグループによって、国有資産である大学の知財を、厳密に管理している。

知的財産及びノウハウの流出防止策として、教員、学生等の大学所属の研究員が入学・入職する前に、秘密保持契約、研究成果の権利の帰属等を定めた契約を締結させている。職務発明に関しては、出願の権利はすべて大学に帰属する。

2) 専利出願

専利出願の件数は、年々増加しており、2011年の出願件数は、特許が1,673件、実用新案が172件、意匠が5件である。そのうち、外国出願は、310件である。

清華大学が所有する専利権は、全体の60%が自己実施や実施許諾等で活用されており、全体の12%が実施許諾されている。

3) 企業との共同研究・共同開発

テーマの大半は、企業が研究開発費を出資し、大学が研究開発するスタイルで進められている。長期プロジェクトについては、企業とR&D拠点を設立しており、現在、トヨタ自動車、東芝、ダイキン工業等の日本企業も含め、30カ所以上のR&D拠点がある。

企業との共同出願の割合は、国内出願では40%、外国出願では80%である。清華大学としては、共同研究・共同開発の成果に関する権利は、大学が独占するか、企業と共有しておき、将来的に実施許諾料を得ることを望んでいる。また、清華大学が権利を独占する場合、共同研究した



清華大会合時の様子

企業に対する実施許諾を無償にするか有償にするかを、研究開発費の出資状況や技術分野によって判断している。

4) 専利出願奨励策

発明者に対し、登録時に3,000元を支給している。企業との共有に係る権利が第三者に実施許諾された場合の報酬は、ケースによって異なるが、例えば、企業が第三者に実施許諾する場合、企業が大学に対し研究経費を支給し、大学が教授に対し報酬を支給している。また、大学が第三者に実施許諾する場合、許諾を受けた第三者が発明者に対して奨励金を支給することもある。

(3) 中国技術交易所 (CTEX)

1) 概要

CTEXは国有の知財権取引機関(2009年設立)で、同様の民間機関は複数ある。2011年11月から知的財産権の流通、譲渡のネットオークションを本格始動する他、知財権取引に関わる各種支援を行っている。知財権取引の内訳は許諾が4割、譲渡が2割、残りが技術供与であり、技術産権取引額は約95億元に上る。中国全土の取引金額については正確な数字は把握できていない。本来は契約登記から把握できるはずだが、登記しない件数が相当数あるためである。

主な支援の内容は、取引案件の登録審査(法

的状態、技術水準、市場適合性、企業情報)、ビジネスマッチング(ライセンス、ライセンサー検索)、対象知財権の評価・査定を始め、取引コンサルティング(デューデリジェンスを含む)、取引決済に係る仲介、技術ライセンス取引に係る登記手続きの代行、知財担保融資、知財権の証券化や技術移転・技術統合・企業買収に係る支援などがある。

2) 展望

中国政府は国策として知財権の活用を打ち出しており、今後は海外企業との取引拡大が加速する。「中国専利事業発展戦略」では、2015年に専利の年間取引額1,000億元の達成を挙げている。インターネットオークションと並行して、2010年から特許オークションも開催している。これまでは、国内向けのオークションであったが、10月末に海外企業も対象としたオークションを計画している。

これまで、海外企業の取引で成功した事例は米国企業のみで日本企業ではまだない。中国企業では、地方の中小企業がハイテク認定取得のために購入する例などが多く、また顧客が希望すれば債権回収や契約締結を行う。許諾の場合は管理する期間が長いので、一部の期間だけ請け負う場合もある。

(4) 日本貿易振興機構(JETRO)北京事務所

JETROの北京、上海、広州事務所では、知的財産権問題研究グループ(IPG)の取りまとめを行っており、会員は280団体(2012年10月現在)から成る。各社・各団体が有する知的財産権の保護のみならず、中国の経済発展と全世界の消費者保護のため、知的財産に関する課題の解決に取り組んでいる。

1) IPG活動

北京IPGでは、制度的なものを中心に、実務、マネジメント、企業戦略、法務の各ワーキンググループに分かれて活動している。IPGの活動



ジェトロ北京会合時の様子

として、以下のような活動を行っている。①2か月に一度全体会合し情報共有、②メンバー企業と訴訟等について勉強会、③展示会における模倣品実態被害調査、④中国R&D動向の調査、⑤行政取締機関を対象に真正品と模倣品の識別方法等についてのセミナー開催。

中でも、模倣品については、年々、巧妙化・複雑化している傾向で、その取締りには中国政府機関の協力が必要である。協力関係が構築できるよう、IPGの活動を行っている。

2) 特許訴訟の状況

専利権関連(特許・実用新案・意匠)の訴訟受理件数は約7,800件(2011年)で、前年比で約35%増しであり、そのうち日本企業が関係するものは2%程度ある。無審査で登録される実用新案に関する訴訟も多い。実用新案権の無効化率は30%程度で特許権と同等であり、無審査にも拘わらず無効化率が低い。

また、既に公開された特許、実用新案等をそのままコピーして実用新案出願し、それが無審査で登録されそれをもとに訴訟を起こすケースが増加する可能性も考えられる。このようなケースの芽をどうやってつぶしていくのかについて、目を配っていくべきである。

日系企業が関わる訴訟について、全てが公開されているわけではなく何が問題かを十分つかめているわけではない。何が問題でどう対応し

ていくべきかを考えていく状況にあるので現状の課題を教えて欲しいとのことである。個別の訴訟案件の問題ごとに法院に対して申し入れすることはできないが、それらの問題点を一般化できればそれを抽出して法院に対して申し入れることは可能ということである。

(5) 特許事務所

北京林達劉知識産権代理事務所、北京三友知識産権代理有限公司、および集佳知識産権代理有限公司を訪問し、情報収集、意見交換を行った。

いずれも大手の知財総合事務所で、日本企業の案件も数多く扱っており、今回の中国での研修では、大きな情報収集源であった。3つの事務所から得られた数多くの情報から、特記すべきものを紹介する。

1) 商標代理業務について

商標代理業務に資格制度はなく、手続を行えば、誰でも代理業務を行える。現在7,500以上の商標代理を行う事務所があり、玉石混交であるため、歴史・経験などを踏まえた事務所の選定が非常に重要である。

2) 日中特許審査ハイウェイ (PPH) について

2011年11月から試行中であるPPHは2013年10月31日まで延長された。

日本特許庁による特許性に関する肯定的な見解を要件とするため、早期、かつ高い成立率が期待できる。ただ、厳格な方式審査への対応が必要であり、特に基礎出願とのクレーム対応表と対応性の説明が重要である。また、補正の回数と時期が制限されている点にも注意が必要である。

また、国際調査機関の見解書のⅧ欄にチェックがつくと、中国へのPPHは認められない点で、日本と異なる点に注意が必要である。

3) 実用新案権の有効性について

実体審査を経ずに登録されたものであるにも

かかわらず、実用新案権の無効化率はそれほど高くない。その理由の一つとして、権利者が先行技術調査を行った上で権利行使しているためであると推測される。また、引用文献の適用分野及び結合される引用文献の数に制限が設けられている点からも、必ずしも無効化されやすいものではなく、今後も注意が必要である。

4) 情報提供の活用

出願に対する第三者からの情報提供の採択率は不明であるが、審査官からの情報では、その情報を勘案する可能性が高く、より慎重に審査が行われるなど、大きな影響を及ぼしうることである。

特に情報提供の機能を最大限に発揮させるには、文献の提供のみならず、技術的関連性の説明、文献との対比等詳細な分析情報の提供が重要である。

5) 審査官面接

外国出願人による審査官面接は外事事務に該当し、審査官の手続きが煩雑になる点などから、許可されにくい状況にある。

特許事務所の考え方にもよるが、審査官との良好なコミュニケーションの構築によって対処しているところも多く、必要があれば行う価値は大きい。ただ、地方の審査協力センターの案件に対しては、面接もそこで行われる。

(6) 中国移動通信集団公司 (China mobile)

2000年に設立され、米国や香港でも上場している中華人民共和国最大の移動体通信事業者である中国移動通信集団公司を訪問し、面談、情報交換を行った。相手側の意向もあり内容の掲載は控えるが、同社の知的財産を重視する姿勢を感じる事が出来た。

2. 2 韓 国

韓国では、2012年3月の米韓FTA発効に先立つ特許法改正、政府主導の部品・素材産業育

成の取り組みなど、国家戦略に基づいて知的財産政策が展開されている。また、電子産業、自動車産業などでは高い競争力をつけたグローバル企業が成長を続けている。

今回の研修では、法改正、運用に関して、また韓国の産業政策の最新情報を確認すると共にグローバル企業の知財戦略に触れることができた。

(1) 韓国特許庁

韓国では2011年12月に米国FTAの締結に伴う法改正が行われ、2012年3月15日に施行された。特許法では、先行技術文献記載義務／補正による追加、存続期間延長制度・再審査請求制度等が導入された。先行技術文献記載義務に関する補正が求められた場合は、出願明細書から自明な文献であれば認められ、意見書で説明することが望ましいということであった。なお、今後は英語出願の導入を推進する動きがある。

審査請求に関して、3トラック特許審査システム（優先審査、通常審査、遅延審査）を導入している。2011年時点では優先審査が15%、通常審査が85%に対して、遅延審査が0.1%程度でほとんど活用されていない。また、韓国では出願時に審査請求を行う傾向がある。これは、ハイテク関連出願が多いこと、また出願人の約4割が個人や中小企業で改良発明が多いため、早期権利化によって市場進出を図る狙いが背景として挙げられる。

PPHに関して、2012年7月から日韓PCT-PPHが利用開始となり、8月までの利用件数は20件である。また、韓国とのPPH締結国は現在11ヶ国である。2013年1月からハンガリー、シンガポールで試行開始となる。他には、オーストリア、イスラエルに対して協議中である。

商標法では、音やにおいの商標が導入された。判断基準として、使用による識別力を有するものに認可されており、これは韓国でのCM放送

などの使用に関する立証、認知の程度などから判断される。

特許庁の最近の動きとしては、対外技術貿易赤字解消のために、韓国企業に対して知財教育などを通じて、源泉技術の特許取得を支援、およびR&D部署や国家科学技術委員会と共に法案の立ち上げの検討をしている。他には、営業秘密保護センターが2012年6月に設立された。主な業務として、営業秘密制度の認識を高めるための管理方法および教育活動を行っている。

(2) 特許法院

韓国特許法院は、1998年3月に特許、実用新案、商標、意匠等の産業財産権に関する審決取消訴訟のみを扱う専門法院として設立された。特許侵害訴訟を取り扱わない点で日本の知的財産高等裁判所とは異なっている。特許法院の判決に不服を申し立てる場合は、大法院に上告することになる。

特許法院は、現在5つの裁判部に各3名の裁判官が配置されている。裁判官は技術専攻であることを必須要件とはされていないが、現在、陪席判事の約半数は大学で理系又は知的財産を専攻した者が配置されているとのことである。裁判官の在籍期間は原則として、部長判事が2年、陪席判事が3年である。

特許法院では、技術的専門性を担保するために技術審理官として在籍させており、現在17名（特許庁出身者15名）である（専門分野：電気4名、機械5名、化学3名、通信1名、建設1名、薬品2名、農林1名）。技術審理官は、裁判の審理と合議には参加できるが、判決には直接関与することができない。

2011年度に特許法院で処理された事件の総数1,234件の内、外国人が当事者となった事件は327件であり、米国が129件で最も多く、次いで日本77件、ドイツ18件の順である。

韓国特有の制度である権利範囲確認審判の審



韓国特許法院 法廷

決取消訴訟において、「進歩性」に関して無効の抗弁は認められていない。2012年1月に大法院・全員合議体の判決（特許侵害訴訟）において、「進歩性」に関して無効の抗弁が認められたことから、今後、権利範囲確認審判においても進歩性に関する無効抗弁が認められる可能性がある。

特許法院は、電子裁判システム（Court Net）を2010年より導入しており、全ての裁判資料が電子化されている。裁判所に提出された原告・被告提出書類、裁判所作成書類等が法廷に設置された大きなスクリーンに写し出され、裁判官、代理人、傍聴人なども同時に裁判資料を見ることができるとのこと。

(3) 日本貿易振興機構（JETRO）ソウルセンター

JETROソウルセンターは、韓国現地において収集した情報に基づき日本企業の韓国進出を支援している。

1) 韓国企業の特徴

近年、グローバル企業へと発展を遂げた韓国大手企業の知財戦略に関しては、日本企業にはない特徴がみられる。例えば、「技術や機能が同じであれば最後に差がつくのはデザイン。」といったデザインを重視する戦略や、「技術や人の育成、研究開発にコストをかけるよりも使

える技術があれば必要に応じ技術を買う」といったスピードを重視する合理主義的な戦略が見られる。

2) 韓国政府主導による企業支援

韓国では標準特許に関し官民挙げた戦略を図っている。特に、フォーラム標準（通信系）について重視した戦略を採っており、LTEに関する標準特許の保有件数の高さからも明らかである。

韓国における中小企業の育成は長年の課題であり韓国大手企業の協力を求めた施策が採られ、ある大手企業は、協力関係にある中小企業とパートナー成長契約を締結しその大手企業のグループ会社が保有する特許の無料提供を中小企業に対し行っている。

国家がリードする先端部品素材の知財・R&D連携支援に関した取り組みに着目すると、他社特許の分析、無効化やライセンスの提案を行う等の対応が中小企業を支援するために行われている。

2001年に制定された「部品・素材特別措置法」は、現在も延長されている。核心部品・素材に関し対日赤字を抱えた課題が現在も続いているため、韓国政府が特定の核心素材や核心部品に対し資金面による支援を続けている。

3) 韓国における模倣品対策

模倣被害を受けた日系企業からの回答に基づく、模倣品を発見する手段としてはインターネットの利用が有効であるとのことである。

特許庁の内部には「商標特別司法警察隊」が設置され、商標権侵害品に対する取締り（オンライン取締り含む）が行われており縦割りの組織に縛られない組織体系がとられている。

(4) 三星電子（SAMSUNG ELECTRONICS）

三星電子のDMC（Digital Media & Communication）研究所を訪問し、DMC部門副社長及び知財センター員との面談を行った。知財セン

ターでは、出願業務には500～600人が携わっている。

知財活動としては、2005年に「No patent No future」との標語を掲げて以降、更に知財力強化を加速し、今では出願戦略において「量より質」への転換を図っている。質を向上させるための施策としては、戦略的に注力する重要技術を見極め、先行技術との対比を十分に検討して、特許係争で勝てるクレームとすることに力を入れている。また、出願時に知財価値の「目利き」ができる専門担当を知財部内に配置し、出願の質を高めている。専門担当は技術的な見極めができ、自他社のパテントマップを把握している人物とのことである。

知財戦略は柔軟で独自のである。中国において特許の活用余地が少ないと判断してその件数を減らし、逆に利用価値の高い意匠出願を増やしたり、携帯電話での知財紛争の経験から、性能が同じならデザインを重視する戦略を採り、意匠出願に注力している、などである。

特許出願件数で見れば米国を最も重視していると言えるが、今後、欧州、中国、インドなどにも注力していくとのことであった。

(5) 特許事務所

金・張法律事務所と、特許法人KOREANAを訪問した。日本企業が韓国において事業活動を行う場合の留意点について意見交換することを主なテーマとした。

1) 係争当事者となった場合の留意点

日韓の制度上の差異以外に留意すべき点として、在外者が原告となる場合、被告の申立があればほぼ確実に訴訟費用の担保提供命令が下されるため、提訴時の初期費用に注意が必要なこと、裁判官は証拠保全に対し積極的な場合が多く、侵害訴訟を提起する際には同時に証拠保全の申立を行うことが有効であることなどが指摘された。

2) 権利範囲確認審判

韓国の権利範囲確認審判は、無効審判と同じ専門審判部を判断主体とする当事者系審判である。審理において当事者は新規性欠如に基づく無効の抗弁や均等侵害の主張ができる。確定審決は審判の当事者にのみ効力を生じ、裁判所への拘束力はないが、その結論は侵害訴訟でも尊重される。審理期間が平均4ヶ月程度と短いこともあり、安価かつ迅速な紛争解決手段として活用されている。

3) 水際取り締まり

2013年7月から、特許権者の事前申告に基づく被疑侵害物品の水際取り締まり制度がスタートする（現行制度では商標権、著作権のみが対象）。商標権、著作権とは異なり、特許権侵害物品は外観で識別できないケースも多く、検知にはより困難が伴うことが予想される。現行制度の運用について尋ねたところ、権利者の申告がない場合でも税関は職権により輸入差止が可能であるが、周知著名商標又は著作物でない限り税関独自の判断は難しいため、事実上、権利者側の要請や第三者の情報提供が必須とのことであった。制度を有効活用するためには、特許権者側の申告がより重要になると思われる。

費用面に関しては、現行制度では事前申告や登録の維持に際して税関への手数料等の支払いは不要との回答であった。輸入差止を申し立てる段階で、権利者側は輸入額の120%を担保として支払う必要がある。これに対し輸入者側は、逆担保として輸入額の150%を払うことで原則として通関が認められる。

2.3 台湾

經濟部智慧財産局や交流協会等の公的機関、民間の企業・調査会社、および特許事務所を訪問した。2013年1月に特許法の改正を控え、その審議状況や知的財産に関する台湾固有の法制度を中心にヒヤリングするとともに、できる限

り多くの機関と企業を訪問し、台湾の文化や風土等を肌で感じるように努めた。

(1) 經濟部智慧財産局

經濟部智慧財産局は、日本の特許庁に相当する行政機関であり、専利権（特許権、実用新案権、意匠権）、商標権、著作権及び集積回路配置権を含む知的財産権、並びに営業秘密に関する専門機関である。

2011年は審査官335名であり、2012年に5年任期の専利審査員170名ほかを採用した。2013年はさらに審査官49名採用する予定である。新人審査官および5年任期の専利審査員に特許審査に関する業務を理解し特許審査業務を早く習得させるため、在職者を講師とした教育訓練コース（特許法概論、発明特許実体審査基準概論、発明特許出願逐項審査原則及び作成等）を開催している。また、審査に携わる者全員に対し、様々な教育、研修、トレーニングを継続的に開催し、特許審査の能力及び品質の向上を図っている。

専利法改正で特許と実用新案の併願が明文化されたが、実用新案と特許のいずれかを特許査定前に選択しなければならない。特許を選択した場合、実用新案権は最初からなかったことになるので、実用新案権をもとに権利行使する場合には注意が必要である（台湾の特許事務所の話として、実務的に併願はできないと考えた方が良いという声もあった。）。

2012年5月から運用が開始している特許検索センターは、現段階では經濟部智慧財産局に協力して公知文献のサーチを行っている。今後、特許検索センターから発明者に出願前の先行技術検索サービスを提供するという計画も視野に入れている。

日本と台湾のPPHは、2012年5月1日から試行しており、9月まで日本から台湾への出願実績は111件であった。そのうち70件の出願案件

はオフィスアクションを送付済みであり（平均期間は1.4ヶ月）、そのうち計39件が特許査定となっている（平均査定期間は1.8ヶ月）。台湾から日本への出願実績はゼロである。

台湾にも電子出願の制度がありNT \$ 600減額になるが、ネットインフラが整っておらず利用率は商標出願で30%、特許出願で15%と低い。新しいソフトの導入などを行って利用率の向上を目指している。

(2) 經濟部訴願審議委員会

經濟部智慧財産局の行政処分に不服がある場合は、經濟部智慧財産局の上局にあたる經濟部に訴願を行うことができる。この訴願を審議するのが經濟部訴願審議委員会（本委員会）である。

本委員会は1965年に設立された。本委員会の組織は、外部の学者、専門家が1/2以上から構成していなければならない、現在は内部委員3名、大学教授等の外部委員10名の計13名である。内訳は、法律専門委員8名、技術専門委員5名となっている。その専門分野は、電機1名、電子1名、機械2名、化工1名である。本委員会は第1科から第4科からなり、各科の科長が3名の合議体で審議し、その後、本委員会全員で審議する。審議期間は、訴願法で3ヶ月以内、必要がある場合はさらに2ヶ月延長できる。

本委員会の処分に不服があるときには、智慧財産法院に提訴できる。

2011年の本委員会の審議状況を表1に示す。

表1 審議状況

	審議件数	棄却	智慧財産法院に提訴
商標	713件	648件 (90.9%)	172件 (26.5%)
特許	378件	342件 (89.6%)	136件 (39.8%)

外国企業が訴願を行うときの注意点は主に次の3つである。

- ①台湾に住所がない場合は、代理人への委任状が必要になる。
- ②証拠が外国語の場合は、中国語への翻訳。
- ③商標権無効の訴願の場合は、先使用や著名商標を証明できる資料の準備。

(3) 智慧財産法院

智慧財産法院は、2008年7月に設立された知的財産に関する民事刑事訴訟事件および行政事件に特化した高等裁判所である。

2012年9月現在、裁判官は12名、技術審査官は13名である。技術審査官の審理への参加状況は、2008年7月から2012年9月までの合計は機械土木分野が約860件（53%）で、電機電子が506件（約31%）で、化学が120件（約7%）である。電機電子情報分野訴訟が増える傾向にあるため、今後はより多くの電機電子情報分野の技術審査官の導入を計画している。

知財案件審理規則により、技術審査官が作成した報告書は公開されない。ただし当該報告書を参考にし、裁判官が適時に当事者双方に心証を開示している。

審理期間は、2010年は平均130日であったが、最近の民事の1審と2審の審理期間は、年平均210日。民事の1審と2審の審理件数は2009年876件、2010年1,316件、2011年1,032件、2012年（9月まで）869件と増加傾向にある。

台湾には警察の組織の中に知財警察というものがあり、商標法及び著作権法により取締りを行っている。これらには刑事罰が適用されるが、特許の刑事罰は2002年に廃止され、実用新案と意匠の刑事罰は2004年に廃止された。廃止の理由は主に次の3つである。

- ①TRIPS協定第61条には特許、実用新案および意匠に対して刑事罰を定める規定がない。
- ②殆どの諸外国でも、特許に関しては刑事罰がない。
- ③特許権侵害に関しては、道徳面よりも技術面

に関する議論なので、刑事罰よりも民事罰の方が適切であると考えられる。

特許事件であっても、裁判官と技術審査官が現地に出向いて証拠保全命令をすることも出来るが、実例は少ないようである。

職務発明に関する訴訟は、過去に3件の事例があり、民専訴字第153号民事判決（2009年度）と民専上字第17号民事判決（2011年度）では、職務発明であるとは認められなかった。一方、民専訴字第2号民事判決（2012年度）では、職務発明であると認められたケースもある。

(4) 台達電子工業股份有限公司 (DELTA)

1971年に設立された台達電子工業は、スイッチング電源の分野において世界最大級のリーディングメーカー（switching power supply waker）である。また、LED照明や太陽光発電システムなど家庭用から工業用まで幅広い製品開発を行っている。世界中に関連会社や開発拠点を有している。

JIPAが訪問するのは初めてだったが、副総裁をはじめ多くの関係者が我々の質問に答えてくれた。

特許部は、営業部や開発部と連携をとりながら、製品化に向けた様々なサポートを行っている。

商標管理部は、世界中に製品が流れることからグローバルに使用するマークと、一部の地域で使用するマークを商標権として保有し、分けて管理をしている。エコやクリーンエネルギーを意識した開発を行うことで、ブランドの価値を高めている。

社員への教育は、専門毎にレベルにあわせたプログラムがある。特に企業文化については、重視した内容となっている。

勤続年数に関係なく社員の提案を受け入れることや、年齢に関係なく優秀な人材を重要なポストに配置することで、新しい分野を開拓している。

(5) 連穎科技股份有限公司 (LEARNINGTECH)

連穎科技股份有限公司は、特許検索・分析や知財管理のためのシステムを提供しているほか、知財に関する講習やコンサルティングも行っている企業である。また、政府や民間企業からの依頼を受けて、実際に特許調査も行っている。そこで台湾における特許調査に関して、総経理から話を伺った。

台湾における特許調査は、侵害調査よりも侵害訴訟時の防御のための無効資料調査が多い。検索には、IPCやキーワード等のほか、審査官名が使われることもある。先端技術分野では審査を担当できる審査官は限られる一方、適切なIPCやキーワードを選ぶことが難しいため、特に有効である。ただし同姓同名が多いため、実際には他の検索キーと組み合わせて使用する。

最近是中国語特許を英語で検索できるシステムも多いが、翻訳精度がまだ不十分であるため、台湾特許は中国語で検索すべきである。

台湾では電子出願制度が導入されているものの、その利用率は低い。しかし特許庁がOCR処理を行い、全て電子化した上で提供しているため、検索に当たって不都合な点は無い。

(6) 交流協会

交流協会台北事務所は、知的財産関連の業務を含む種々の業務を行っている。このため、職員35名、現地採用プロパー約50名となっている。

知的財産活動としては、日本工商会知財委員会（会員数400社）やJIPAアジア戦略プロジェクト等とも連携し、種々の活動を行っている。主な活動として、台湾当局に対する制度・運用に対する提言、模倣品トラブル・模倣品の見分け方等に関する説明会やセミナーの企画・実施、日系企業からの各種相談への対応等を精力的に行っている。

2010年に中国と台湾間で締結されたECFA（两岸経済協力枠組み取決め）では、3年後に

はすべての関税がゼロになることもあり、两岸の関係が活性化しているとのことである。知財面でも2011年11月22日から两岸における優先権主張の相互承認が開始されている。

(7) 弁理士会

台湾弁理士会の会員は206名（2012年10月15日時点）である。中国が2011年に中国専利代理人受験を台湾に開放した。現時点で台湾と中国の両方の資格を併せ持つ者は10名である。中国特許出願件数の成長や代理人業務の発展状況を考えると、中国専利代理人資格を取得する人はある程度増えると考えられるが、大幅に増加することはないとの見解であった。

弁理士会は、国内セミナーの企画・運営を中心に、各国の政府関連機関・民間機関との意見交換、經濟部智慧財産局や政府への要望案の提出等に取り組んでいる。

職務発明の対価に関する争いについては、顕在化していない。日本と異なり、ストックオプション制度の利用・普及や技術とともに転職する者が多いことが背景にあるものと推察される。台湾にR&D拠点を設置することを考えている企業はこの点も考慮すべきと考える。

このほか、ECFA締結の影響、台湾企業と日本企業が権利行使で争った事案、新設された弁理士制度等について情報収集した。



弁理士会

(8) 特許事務所

理律法律事務所（理律）および台湾国際専利法律事務所（TIPL0）を訪問した。

理律は、100名以上の弁護士その他、多数の弁理士、特許技術者等で総勢約650名を擁する総合法律事務所である。TIPL0は、特許部、商標部、法律部等で構成され、総勢約250名を擁する総合法律事務所である。両事務所は、いずれも台湾で最大級の総合法律事務所であり、数多くの日本企業の代理人として業務を行っている。以下、両事務所から得られた情報のいくつかを報告する。

1) 早期権利化について

早期権利化を求める加速審査等について、公開を条件とする理由は主に以下の2点である。

- ①突然、特許公報を出すことは、第三者に対して不公平である。
- ②公開公報を発行して特許にならない出願に対して、公開前に取下げるような行為を防止する。

2) 審査官との面談について

審査官との面談は、「特許出願面談作業要点」に記載されている却下要件に該当しなければ可能である。また、面談時の記録は、例外を除き何人でも閲覧可能である。例外：無効審判の係争案件の場合には、当事者または利害関係者しか閲覧できない。なお、審判系の包袋と、出願系の包袋とは、別々に作成される。

3) 先使用権について

2013年1月1日からの新専利法での先使用権は、条文の記載が、「既に、国内で実施されていたもの」となることにより、旧法の「製造」だけでなく、「使用、販売および販売の申し込み」まで免責を主張できることが、明確となった。

4) 著名商標について

外国で著名となった商標（外国の著名商標）を使用する行為は、公平交易法の不正競争行為である。外国において商標が著名であることを証明する場合には、他国で多数の登録商標を取

得しているか、台湾においてカタログ、宣伝材料、インターネットの公開資料が存在しているか等が必要となる。

5) 職務発明について

従業者は職務外発明を完成させた場合、使用者に書面で通知の義務があるが、この通知義務を怠っても専利法では何ら罰則はない。しかし、この通知義務は労働契約の付随義務であるので、使用者が損害を受けた場合に損害賠償の責任を負うという説もあるとのことである。

6) 日本語商標について

日本語の「ひらがな」や「カタカナ」が含まれている商標は、台湾では文字として認識され、類否判断が行われる。

7) コンフリクトについて

両事務所とも、係争の両当事者がクライアントである場合には、双方とも代理しないとの見解である。

8) 電子出願について

經濟部智慧財産局が進めている電子出願について、両事務所とも出願システムの安定性への懸念があるため、利用していない。書面による手続を行っている。

3. おわりに

中国では、諸般の事情から、訪問先の調整・決定までに時間がかかった。最終的に、特許事務所の尽力等もあって、研修時に準備した質問事項に対しては、産官学バランスよく対応を得ることができた。また、各訪問先において、JIPAの活動や日本の知財の動きにも関心を持っていることを感じ、今後とも中国の知財活動には、注目していきたいと考える。

韓国では、政府主導の部品・素材産業の育成の取り組み、官民挙げた標準特許取得の戦略など、国を挙げて産業競争力の強化が図られており、その成果が着実に実りつつある印象である。今後も国際競争力強化の知財政策が打ち出され

ると予想され、その動向を注視していく必要がある。

台湾では、新専利法における改正点、職務発明の取り扱いに関する実情、企業における知財管理、特許調査の手法などについて学ぶことができた。また、訴願審議委員会など、他ではあまり見られない特徴的な制度についても詳しく知ることができたのは、現地訪問ならではというべきだろう。実質的にほぼ2日間という短期間で9か所を訪問したため、1か所あたりの滞在時間は若干短くなってしまった。各訪問先でもう少し深く話し合いたいという思いもあった

が、訪問先を増やしたことで、幅広い情報を得ることができたのは間違いはない。

今回の研修は、現地への出発間際まで、スケジュールの見直しなどが発生した。しかし、調整役となって頂いた現地事務所、各訪問先の方々のお陰で、訪問先では有意義な情報交換をすることができた。研修を通じて、多くの収穫を得ることができ、お世話になった皆様には、改めてお礼を申し上げたい。また、貴重な研修の機会を設けて頂いた関係者の方々にも心から感謝の意を表したい。

表2 2012年度（F3）研修日程及び研修参加者

【研修日程】

研修	回	開催日	研修内容等
事前研修	1	4/17	研修ガイダンス、グループ係決め、テーマアイデア出し
	2	5/16	現地の現状講義、経験者談、テーマ選定
	3	6/28	経験者談、訪問先選定、質問事項アイデア出し
	4	8/1	訪問先決定、質問事項整理
	5	9/20	現地研修の最終確認
現地研修 10/23～11/3	1	10/23	(中国) JETRO北京
	2	10/24	(中国) 清華大学、北京林達劉知識産権代理事務所
	3	10/25	(中国) 北京三友知識産権代理有限公司
	4	10/26	(中国) 中国移动通信集团公司、集佳知識産権代理有限公司
	5	10/29	(韓国) 特許法院、韓国特許庁、金・張法律事務所
	6	10/30	(韓国) JETROソウル、三星電子、特許法人KOREANA
	7	10/31	(台湾) 交流協会
	8	11/1	(台湾) 經濟部智慧財産局、台達電子工業股份有限公司、理律法律事務所、連穎科技股份有限公司
	9	11/2	(台湾) 經濟部訴願審議委員会、智慧財産法院、台湾弁理士会、台湾国際専利法律事務所
事後研修	1	11/22	まとめ（現地研修感想、成果報告の役割分担確認）
	2	1/25	まとめ（会誌原稿修正、成果報告会準備）
	3	2/15, 16	総まとめ（成果報告会、会誌原稿最終確認）

この他に、中国（3回）、韓国（2回）、台湾（4回）それぞれ、個別研修を実施

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

【研修参加者】

	氏名（会社名） <敬称略，*は，グループリーダー>
団長	碓氷裕彦（デンソー）
中国Aグループ	林季穂（住友大阪セメント）*，森敬友（ブリヂストン）， 佐藤雅安（花王），谷野壮介（キユーピー），山口陽子（ソニー）
中国Bグループ	平井良明（日本合成化学工業）*，岡田好史（カネカ）， 水島邦具（大建工業），石田智也（オムロンヘルスケア）， 姜真臻（ダイキン工業），長岡修史（不二製油）
韓国グループ	本山裕仁（旭化成）*，高木宏行（日産化学工業）， 手島智士（三菱樹脂），植前康平（JSR），上賀俊（日立建機）
台湾グループ	早坂俊明（出光興産）*，中川圭（興和），熊倉昌義（協立化学産業）， 戸田貴治（旭硝子），山口悦子（原田工業）
事務局	露木育夫（日本知的財産協会）

【人材育成委員会】

中村仁士（コクヨ），太細博利（昭和シェル石油），田中浩介（神戸製鋼所），稲森創（住友化学），南口梓（塩野義製薬），露木育夫（事務局），海野祐一（事務局）

（原稿受領日 2013年3月14日）

